



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年9月10日火曜日 第2503号

## ◇ 目 次 ◇

保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 676

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 676

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 676

道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....（東予地方局管理課）... 679

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 679

指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 680

道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 680

道路の供用開始（一般国道197号）.....（"）... 680

道路の供用開始（県道久万中山線）.....（"）... 680

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 680

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（"）... 681

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）... 681

## 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....（労働委員会事務局）... 688

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....（収用委員会事務局）... 689

## 告 示

### ○愛媛県告示第1012号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、  
次のように保安林の指定を解除する。

平成25年9月10日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町鬼原字橋河原乙12の3、乙12の4、乙12の6、乙12の7
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

### ○愛媛県告示第1013号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項  
（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、  
瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年9月10日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年9月10日から23日まで

### ○愛媛県告示第1014号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年9月10日

愛媛県西条保健所長 新山 徹二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 中里 佳明
- 事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設に関する事項

(1) 49 第3工場フィルタープレスNo.9

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イの過施設
特定施設の能力	ろ過面積52.8平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着工後約4か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 43 最大 49	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(2) 50 第5工場フィルタープレスNo.3

特定施設の種類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積27.5平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約4か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 5

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

(3) 51 第5工場フィルタープレスNo.4

特定施設の種類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積27.5平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約4か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 5

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

(4) 52 第6工場フィルタープレスNo.4

特定施設の種類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積52.8平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約4か月	

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(5) 53 第6工場フィルタープレスNo.5

特定施設の種 類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積52.8平方メートル	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後約4か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5
	最大	1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	110
	最大	137

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及びポリエチレン製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 42メートル 横 50メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 6.4	通常 5.2 最大 6.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.6 最大 20.2	通常 16.6 最大 20.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,373 最大 2,890	通常 2,373 最大 2,890

(2) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		

処理施設の型式	pH調整及び蒸留		
処理施設の構造	ステンレス製及びポリエチレン製等		
処理施設の主要寸法	縦 25メートル 横 57メートル 高さ 19メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.1	通常 1.0 最大 1.1
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 12.9 最大 15.5

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.45 最大 2.0	通常 0.45 最大 2.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,044 最大 1,257	通常 1,044 最大 1,257

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.7 最大 4.6
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.4 最大 12.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3,984 最大 4,818

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1015号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番85	平成25年 9月10日

○愛媛県告示第1016号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 9月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第24号 平成25年 8月30日	伊予郡松前町大字鶴吉字宮之前40番 1	喜多郡内子町内子2149番地 伊 藤 隆 博

○愛媛県告示第1017号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 9月10日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成25年 9月 2日

- 3 指定道路の位置  
大洲市若宮字ヲモテヤシキ836番、837番1、838番2、838番3、839番8及び837番1地先里道
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 7.45メートル 23.00メートル 67.17メートル
  - (2) 幅員 4.88メートル 4.90メートル 5.00メートル

○愛媛県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田449番6から 同町野田451番7まで	旧	メートル 14.9~32.0	キロメートル 0.023	
			新	20.6~27.7	0.023	

○愛媛県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田448番6から 同町野田458番5まで	平成25年 9月10日

○愛媛県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1485番3から 同町白杵1411番11まで	平成25年 9月10日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月20日	N P O法人フードバンクえひめ	佐 伯 美智子	松山市御幸 1 丁目318番地 5	この法人は、全ての人が明るく、安全で、環境に配慮した社会で生活できることを目的として、食料など製造物の廃棄ロスを減少させ、また、それを有効に活用する事業であるフードバンクの運営を行う。また、より効果的な活動が継続的に行えるよう、他の団体と連携、相互協力し、情報の収集・共有・発信を行い、地域の再生、活性化を図る。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月29日	特定非営利活動法人ハウスプロテクト	舟 田 又志郎	松山市土居田町544番地	この法人は、建築110番を立ち上げ、新築・リフォーム、耐震診断、欠陥住宅など様々な住まいに関する相談を行うだけでなく、第三者としての総合監査機関として建築物のチェックや正しい情報を提供します。また、地球環境に配慮した住まい作りとして太陽光発電等を促進し、環境の保全と未来の子供達への橋渡しをし、もって広く国民の公益に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 9月10日

愛媛県監査委員 岸 新  
 同 住 田 省 三  
 同 笹 岡 博 之  
 同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成24年 8月10日

（監査の結果）

1 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	48,483,880	48,483,880	平成24年 5月31日現在
22年度	0	48,983,000	48,983,000	
差引増減	0	499,120	499,120	

2 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
11年度及び12年度	1者	83,000	平成24年 5月31日現在

3 収入未済の医療技術大学授業料について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
15年度	1者	189,600	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

- 未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡を行い、生活状態などの確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。  
 その結果、平成23年度末の収入未済額48,483,880円のうち、平成24年度中に233,380円を回収し、前年度より債務者数で3名減の555名、収入未済額で48,250,500円となっている。  
 今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。
- 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、平成23年度末までに、205,000円を返納し、未収入金は83,000円となっている。  
 平成24年度も引き続き地方局を通じ、返納の指導を行った結果、60,000円の納付があったものの、低所得者であることから返納は滞っており、平成24年度未現在の未収入金は23,000円となっている。  
 今後も完納に向けて継続的に指導を行ってまいりたい。
- 本債権は、地方独立行政法人化に伴い県の債権として残ったものである。これについては、公立大学法人愛媛県立医療技術大学が県機関であった時（平成15年度）に発生したものであることに鑑み、法人の協力を得て債務者の所在調査や催告等を行い、債権回収に努めていたが、平成24年6月10日に消滅時効が完成したため、不納欠損処理を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成24年 8月10日

（監査の結果）

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	125,160	2,317,670	2,442,830	平成24年 5月31日現在
22年度	125,160	4,108,960	4,234,120	
差引増減	0	1,791,290	1,791,290	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	18,885,427	195,323,809	214,209,236	平成24年 5月 31日現在
22年度	20,988,581	179,065,102	200,053,683	
差引増減	2,103,154	16,258,707	14,155,553	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	895,854	19,780,421	20,676,275	平成24年 5月 31日現在
22年度	1,175,400	19,116,310	20,291,710	
差引増減	279,546	664,111	384,565	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努め、一括納付が困難な債務者に対しては履行延期の特約を行い、分割納付の推進により順次回収を行った結果、平成23年度収入未済額2,442,830円のうち、120,000円を回収した。また、消滅時効の完成により83,440円を不納欠損処理した。

しかし、平成24年度において返還金333,080円が新たに発生し、この新たな債務者に対しても債務の通知を行うなど納入指導に努めたが、平成25年5月末時点で未納となっている。

この結果、平成24年度の収入未済額は2,572,470円となっており、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めることとしている。

返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には、必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となった者については、資金の貸付の段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話・訪問を行うなど、償還指導に努めた。

さらに、平成24年度末には、償還期間が終了しているにもかかわらず、いまだ償還金を滞納している本庁所管分の372件(未納額100,980,451円)について、一斉に催告書を発出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分234,885,511円のうち、4,388,490円が平成24年度内に納入されたが、平成24年度償還分18,021,004円が未収となったことから、平成24年度の収入未済額は248,518,025円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

(措置の内容)

未償還の2名及び連帯保証人に対して、文書、電話による催告と家庭訪問を行った結果、債務者1名については、未償還額60,900円全額が償還となった。

もう1名の債務者については、未償還金52,200円のうち、8,700円が納入されたが、その後は納入されていない。今後とも、催告を継続するほか、分割納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成24年 8月23日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	9,384,000	37,723,297	47,107,297	平成24年 5月 31日現在
22年度	10,413,000	29,622,101	40,035,101	
差引増減	1,029,000	8,101,196	7,072,196	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	4 者	1,583,748	平成24年 5月 31日現在

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成23年度末で8件47,107,297円(件数は債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、平成24年度中に3,267,350円が償還され、平成25年5月末現在の滞納繰越に係る未収金額は43,839,947円となったが、平成24年度に新たに4件13,071,000円の未収金が発生したことから、平成25年5月末現在の未収金総額は、56,910,947円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成23年度末で4件1,583,748円(件数は実債務者数)の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成24年 8月23日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計について、平成23年度末の歳入不足額は22億5,465万円と前年度より3,394万円増加しており、さらに、平成23年度の木材価格は経営改善計画策定当時(平成11年度)の6割程度まで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向(H12-76)」に基づき早期財政健全化などに取り組んでいる。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
労 政 雇 用 課	平成24年 8月23日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
12年度～18年度	2 者	113,100	平成24年 5月 31日現在

平成24年度においても、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、企業の森づくり活動などを活用し、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備に努めており、今後も可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をしてまいります。

また、経営改善計画策定当時（平成11年度）の6割程度まで下落した木材価格など、県営林経営を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、今年度から2カ年の予定で計画見直しの検討を行っているところである。

監査対象機関	監査年月日
漁政課	平成24年8月17日

（監査の結果）

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,000,000	1,400,000	2,400,000	平成24年5月31日現在
22年度	0	1,420,000	1,420,000	
差引増減	1,000,000	20,000	980,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
22年度	1者	969,517	平成24年5月31日現在

（措置の内容）

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営などを強られる中、平成23年度末で2名分2,400,000円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人に面談し、分割による償還を指導している。その結果、うち1名から、平成24年10月に10,000円の納入があった。今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 違約金については、平成23年度末で1名分969,517円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人に面談し、違約金の早期納入を指導している。今後とも、適正な納入指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	平成24年8月29日

（監査の結果）

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	38,116,000	43,556,400	81,672,400	平成24年5月31日現在
22年度	30,882,000	27,451,400	58,333,400	
差引増減	7,234,000	16,105,000	23,339,000	

（措置の内容）

奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務などを指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、督促・返還指導などを業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託2名）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人などに対する訪問や電話による返還指導の強化により、収入未済額の縮減に努めている。

結果、滞納繰越分は、平成23年度末現在の未収額81,672,400円について、平成24年度に15,812,000円を収納し、平成25年3月末現在では65,860,400円となったが、平成17年度に旧育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことから、この移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成24年度新たに627件46,394,000円の未収金が発生したため、平成24年度末現在の収入未済額は112,254,400円となった。

なお、平成25年7月より奨学生指導員を1名増員し、3名体制とすることで指導の強化を図ることとしたところである。

今後は、更にきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
警察本部	平成24年9月3日

（監査の結果）

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	5,115,000	13,039,763	18,154,763	平成24年5月31日現在
22年度	5,894,000	17,165,763	23,059,763	
差引増減	779,000	4,126,000	4,905,000	

2 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
17年度及び19年度	2者	919,000	平成24年5月31日現在

3 延滞金（放置違反金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,329,300	2,162,000	3,491,300	平成24年5月31日現在
22年度	1,302,600	1,248,300	2,550,900	
差引増減	26,700	913,700	940,400	

（措置の内容）

1 放置違反金については、滞納者宅訪問による催促、電話による催促、催告状による催促のほか、預金口座・生命保険差押えなどを積極的に実施し、平成23年度未収金18,154,763円（1,191件）が、平成24年度末現在で、10,237,763円（673件）となり、7,917,000円（518件）減少した。現年度分の収入未済額を含めても、13,174,763円（868件）となり、4,980,000円（323件）減少している。

今後も滞納者宅への訪問催促、所在不明者の追跡調査を行い、滞納処分や任意納付のための催告などを積極的に実施し、収入未済額の減少に努めたい。

2 損害弁償金の未収金のうち、平成17年度分については、督促状により催告していたものの、納入がないまま所在不明となっていた債務者を、所在確認できたため、納入通知書の再発行、損害金請求書の送付をして納入を求めた結果、平成23年に一部納入があった。現在は、服役中であり、刑務所に納入通知書及び損害金請求書を送付して早期の納入を求めているところである。今後とも、所在確認及び財産調査などあらゆる努力をし、早期の回収に努めたい。

平成19年度調定分については、債務者と面談して納入意思を確認し、平成24年度に110,000円が納入された。常に連絡は取れる状況であり、今後とも、面談等を行いながら、早期の回収に努めたい。

3 放置違反金にかかる延滞金については、滞納者宅訪問による催促、電話による催促、催告状による催促のほか、預金口座・生命保険差押えなどを積極的に実施し、平成23年度末未収金3,491,300円(883件)が、平成24年度末現在で2,045,000円(468件)となり、1,446,300円(415件)減少した。現年度分の収入未済額を含めても、2,645,900円(604件)となり、845,400円(279件)減少している。

今後滞納者宅への訪問催促、所在不明者の追跡調査を行い、滞納処分や任意納付のための催告などを積極的に実施し、収入未済額の減少に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成24年 7月24日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	468,455,712	993,893,861	1,462,349,573	平成24年 5月31日現在
22年度	574,879,804	808,547,728	1,383,427,532	
差引増減	106,424,092	185,346,133	78,922,041	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押えの早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成24年度に繰り越した未収入金1,462,349,573円が、平成25年 3月31日現在で、864,413,009円に減少した。

平成24年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」(街頭啓発活動等)や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の指導、広報による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたが、平成25年 5月31日時点の未収入金は335,701,837円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成24年 7月23日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	64,485	236,020	300,505	平成24年 5月31日現在
22年度	36,000	200,020	236,020	
差引増減	28,485	36,000	64,485	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度			115,688	平成24年 5月31日現在

23年度	6,763,546	13,728,074	20,491,620	平成24年 5月31日現在
22年度	6,167,361	9,670,209	15,837,570	
差引増減	596,185	4,057,865	4,654,050	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	323,644	848,768	1,172,412	平成24年 5月31日現在
22年度	246,896	654,173	901,069	
差引増減	76,748	194,595	271,343	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し、督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分300,505円のうち10,000円の納付があったが、平成24年度償還分の24,000円が未収となったため、平成24年度末の収入未済額は、314,505円となった。

滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難であるが、今後も粘り強く返還指導を行い、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子自立支援員が制度を十分説明し、適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には、借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分21,664,032円のうち、2,863,823円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となるものが多く、平成24年度償還分9,815,260円が未収となったため、平成24年度末の収入未済額は28,615,469円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成24年 7月24日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	5,980,500	5,519,900	11,500,400	平成24年 5月31日現在
22年度	2,306,200	4,733,700	7,039,900	
差引増減	3,674,300	786,200	4,460,500	

2 県営住宅について、入居者に対する家賃の過大徴収や敷金の返還漏れがあったほか、修繕で未払いのものがあつたので、適正な事務執行に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

3 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	115,688	平成24年 5月31日現在

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料は、平成23年度末時点で11,500,400円の収入未済であったが、県営住宅家賃等不適正処理に係る家賃算定・減免処理の誤りなどを修正の上、財務会計オンラインに反映されていなかった家賃システム調定額を反映させた結果、事実上の収入未済額は、平成23年度末時点で7,825,200円(66名)であった。

滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、42名の滞納者から、繰越金の19.1%、1,517,900円の納付があった。

なお、平成24年度において1,768,500円(37名)が新たに未収となったこと、及び、時効消滅(5年)により89,000円(1名)を不納欠損処理したことから、平成24年度末現在の収入未済額は7,986,800円(60名)となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起している。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

2 今後の再発防止に向け、業務の一部を他の職員に分散し、負担軽減とダブルチェックの徹底を図るとともに、申請書・届出書全てについて、受付処理簿を作成し、管理職が処理状況や進捗状況を確認することとした。

また、家賃システムの端末を操作する場合、管理職の了解を得てから行うよう徹底した。

3 平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前金払還付金として、4,210,000円が保証事業会社から入金された。この額に対する利息115,688円を、元請業者であるA社に請求するも、いまだ納付されていない。

同社は、経営不振により経営破綻し、社長は、平成19年12月末頃から、商業登記を残したまま所在不明となっている。このため、商業登記簿調査、住民票調査、臨戸、建設業界知人からの聞き取り調査などを行い、行方を捜索しているところである。

平成24年度の調査により所在の新たな手がかりがつかめたが、二度にわたり現地調査するも本人と接触できず所在地の確認には至っていない。

今後とも、粘り強く調査を継続し、関係機関と連絡を取りながら、適切な債権管理に努めたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出しなどでの催告、連帯保証人への協力依頼などにより、強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起することとしている。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局健康福祉環境部	平成24年7月11日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,778,319	2,528,422	4,306,741	平成24年5月31日現在
22年度	2,248,386	1,240,036	3,488,422	
差引増減	470,067	1,288,386	818,319	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,121,801	4,501,477	5,623,278	平成24年5月31日現在
22年度	1,245,420	4,566,026	5,811,446	
差引増減	123,619	64,549	188,168	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	116,662	1,567,764	1,684,426	平成24年5月31日現在
22年度	16,666	1,621,264	1,637,930	
差引増減	99,996	53,500	46,496	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については、改めて催告書を送付するとともに、家庭訪問や電話、文書などで納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額4,306,741円に対し、900,698円の納入があったが、平成24年度償還分1,002,581円が未納となったことから、平成24年度末現在の収入未済額は、4,408,624円となっている。

滞納者は、生活保護を受給している者又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、引き続き家庭訪問などにより返還指導を行い、収入確保に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど、納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し、督促状及び催告書の送付、借主(連帯借主)又は連帯保証人への電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額7,307,704円に対し、695,206円の償還(償還率9.5%)となっており、滞納者30名中6名が完済、11名から一部納入を得ることができた。

監査対象機関	監査年月日
--------	-------

東予地方局今治土木事務所 平成24年7月23日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	616,300	3,580,400	4,196,700	平成24年5月31日現在
22年度	460,500	3,704,800	4,165,300	
差引増減	155,800	124,400	31,400	

(措置の内容)

1 平成23年度末時点で、4,196,700円(42名)の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的な戸別訪問などによる納入督促を行い、滞納繰越金の約16.1%、673,700円(26名)の納入があった。また、債権回収業者から管理継続不能として返却された債権のうち、消滅時効(5年)が成立した債権66,400円については不納欠損処理を行ったが、平成24年度現年度分の収入未済額が550,500円となったことから、平成24年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ189,600円減の4,007,100円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

しかしながら、長引く景気低迷による借主及び連帯借主の収入の減少や就職難、また、借主の疾病などにより、生活に困窮し償還できない者が多く増えており、平成24年度収入未済額は8,335,778円（現年度分1,723,280円、滞納繰越分6,612,498円）となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成24年7月20日

(監査の結果)

1 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
16年度	1者	97,016	平成24年5月31日現在

2 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、相手方への被害並びに当該車両及び相手方の車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 B社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。

会社及び代表者名義の土地や建物は、全て抵当権者に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。

会社が存続していることから、今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組の下、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、債権回収に努めていきたい。

2 職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員には公務員としての高い意識を持つよう啓発に努めているところであるが、なお一層、機会あるごとに安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成24年7月11日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	9,050,600	46,408,670	55,459,270	平成24年5月31日現在
22年度	10,430,100	48,642,990	59,073,090	
差引増減	1,379,500	2,234,320	3,613,820	

2 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	2者	90,796	平成24年5月31日現在

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	238,000	平成24年5月31日現在

4 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度、21年度及び22年度	3者	100,832	平成24年5月31日現在

5 道路占用料（過小徴収金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
23年度	1者	540	平成24年5月31日現在

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料については、平成23年度末時点で55,459,270円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い、納付指導に努めた結果、268,093円減少し、平成24年度末現在の収入未済額は、55,191,177円となった。

今後とも、住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。

2 平成19年度違約金の納入義務者のうちC社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会上において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権などに充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付で破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

もう一方の納入義務者であるD社は、平成19年5月17日に破産手続開始となり、平成21年7月24日、最後配当6,804円があった後、同年9月3日、債権者集会上において破産管財人から任務終了と収支計算の報告があった。

なお、同社は、同日に破産手続終結、同4日付で破産手続終結の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

C社及びD社を債務者とする総額90,796円の収入未済違約金については、平成25年2月定例県議会で権利の放棄について議決され、同年3月19日に財務会計上の不納欠損処理を行った。

3 収入未済額は、平成24年5月末で238,000円であるが、継続して毎月納付しており、平成25年7月18日の納付で完済となった。

4 平成19年度前払金余剰額に対する利息の納入義務者であるE社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会上において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権などに充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付で破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

平成21年度延滞利息の納入義務者であるF社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、平成23年4月末、代表者の所在が判明したため、平成23年5月24日督促、平成23年11月17日文書催告、平成24年3月15日訪問催告、平成24年11月30日及び平成25年3月19日に文書催告を実施したが、債権回収には至っていない。

平成22年度延滞利息の納入義務者であるG社は、平成23年8月11日に破産手続開始となったが、平成24年1月12日、債権者集会上において破産管財人から「破産手続の費用を支弁するのに不足している。」との説明があった。

なお、同社は、平成24年2月7日に破産手続廃止の決定確定、同8日付で破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

E社を債務者とする平成19年度の未収債権17,788円については、平成25年2月定例県議会で権利の放棄について議決され、同年3月19日に財務会計上の不納欠損処理を行った。残る2社については、今後も、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

5 収入未済金については、配水管の適用単価誤りにより、過小徴収していたもので、誤りが判明した平成23年6月から納入義務者へ再三納付を指導しているものの、算定誤りのミスを理由に、いまだ納入されていない。なお、平成24年度に適正料金で請求して以降は、適正料金で納入されている。

土木使用料の算定誤りについては、平成23年7月22日付け「占用料算定事務の適正化について」に基づき、占用許可事務研修会の実施、審査マニュアルの作成などにより、再発防止に努めており、今後も納付に向け、理解を求めていきたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成24年7月18日 平成24年7月19日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	1,636,514	7,057,751	8,694,265	平成24年5月31日現在
22年度	888,402	6,779,683	7,668,085	
差引増減	748,112	278,068	1,026,180	

(地域福祉課)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	4,332,839	7,539,652	11,872,491	平成24年5月31日現在
22年度	3,671,944	5,478,253	9,150,197	
差引増減	660,895	2,061,399	2,722,294	

(地域福祉課)

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	301,190	1,794,161	2,095,351	平成24年5月31日現在
22年度	256,656	1,665,196	1,921,852	
差引増減	44,534	128,965	173,499	

(地域福祉課)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	132,000	547,000	679,000	平成24年5月31日現在
22年度	101,000	576,082	677,082	
差引増減	31,000	29,082	1,918	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成23年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が8,694,265円であったが、納入指導を行った結果、平成25年3月末までに493,819円納入され、未納額は8,200,446円となった。

未納者は17名であり、うち11名は保護を廃止、残り6名は保護中である。保護を廃止した11名のうち1名は、行方不明であることから、随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより、所在把握に努めたい。(行方不明1名の収入未済額335,000円。)

保護を廃止した残りの10名及び保護中の6名については、継続して返還指導してまいりたい。(廃止した当該10名のうち大口未納者2名については、納付指導により6,000円の納付があり、収入未済額5,696,172円となった。)

なお、平成24年度的生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

24年度生活保護費戻入金収入状況表

平成25年5月31日現在

24年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
9,202,070円	7,186,077円	2,015,993円	78.1%

未納者16名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による積極的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額13,967,842円は、平成25年3月31日現在で1,534,982円の償還があり、滞納者76名中15名が償還済となったほか、31名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況などから、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成24年度現年度分を加えた出納閉鎖時の償還未済額は、18,014,467円(現年度分5,581,607円、滞納繰越分12,432,860円)となっている。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じたきめ細かな償還指導により、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

3 平成23年度末において、収入未済額が679,000円あり、訪問や電話などによる納入指導を行った結果、平成25年3月末までに、3名から75,000円納入され、未納額は604,000円となった。

未納者は5名であり、うち1名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成24年度的生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

24年度生活保護費戻入金収入状況表

平成25年5月31日現在

24年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,724,420円	3,564,455円	159,965円	95.7%

未納者3名

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 建 設 部	平成24年7月18日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	794,200	1,368,600	2,162,800	平成24年5月31日現在
22年度	852,600	1,418,600	2,271,200	
差引増減	58,400	50,000	108,400	

(措置の内容)

平成23年度末現在の県営住宅貸付料収入未済額2,162,800円(22名)については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い納付指導に努めた結果、平成24年度中に、825,800円の納付があった。(内訳:平成23年度分794,200円[完納]、滞納繰越分31,600円)

また、時効が完成した平成18年度滞納家賃分31,200円について、平成25年3月に不納欠損処理を行った。

この結果、平成23年度に係る収入未済額は、平成25年5月末現在で滞納繰越分1,305,800円となり、このうち1,281,600円(2名)については、退去者に係るものであるため、債権回収業者に集金代行業務を委託していたが、最終入金日から1年を超えた債権は「事件性・紛争性のある債権」として、債権回収会社業界方針から返却されることとなったため、現在は南予地方局管理下に置いて管理し、督促など実施している。

なお、残り24,200円(1名)については入居中滞納者であるが、督促状の送付、訪問などにより納付指導しているところである。

(監査の結果)

1 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	平成24年5月31日現在

(措置の内容)

1 一般債権として請求していたが、一般債権への配当が見込めなくなったことから、平成22年12月1日に担当弁護士から破産手続廃止の申立が行われ、同年12月16日に破産手続廃止が決定、平成23年1月21日に確定した。

今後は、法律上の消滅時効期間の完了する平成26年1月22日以降に、債務者からの時効援用の申立を待つか、議会による権利放棄の議決による不納欠損の処理を行うこととなる。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局大洲土木事務所

平成24年7月19日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第3号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成25年9月10日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34~41期	平成25年8月29日
田 口 光 伸	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	40~41期	〃
青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	36~41期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部長	35期 39~41期	〃
戸 澤 健 次	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	40~41期	〃
木 原 忠 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36~41期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国愛媛地区協議会副事務局長	38~41期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 瀬戸内運輸労働組合執行委員長	40~41期	〃
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40~41期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	41期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37~41期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38~41期	〃
山 下 精 一 郎	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	39~41期	〃

伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～41期	〃
山 岸 俊 之	愛媛県労働委員会委員 住友重機械工業株式会社愛媛製造所長代理	41期	〃
大 西 篤	愛媛県労働委員会事務局長		平成24年 4月 1日
門 田 正 文	愛媛県労働委員会事務局次長		〃
谷 本 克 彦	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成25年 4月 1日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年 8月28日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成25年 9月10日

愛媛県収用委員会  
会長 市川 武志

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町近家及び同市津島町高田地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県宇和島市津島町高田	丁185番4	墓地	墓地	78	78.88	78.88	別記のとおり			

別記

- (1) 土地所有者が、登記簿表題部所有者 西本ヤス に確定した場合

持 分	住 所	氏 名
	不明	西 本 ヤ ス

- (2) 土地所有者が、亡 西本ヤス 法定相続人 に確定した場合

持 分	住 所	氏 名
1 / 4	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1943番地	毛 利 満
1 / 8	愛媛県伊予郡松前町大字筒井665番地 9	鎌 田 眞由美
1 / 8	福岡県久留米市宮ノ陣 5 丁目20番37号 ピースフル 205号	玉 井 浩 之
1 / 8	105 Shipley Ave Daly City , CA . 94015 - 2719 U.S.A	Sumiko. M. Bautista ( )
1 / 16	神奈川県横浜市磯子区洋光台六丁目23番 1号	毛 利 雅 子
1 / 32	神奈川県横浜市磯子区洋光台六丁目23番 1号	毛 利 彩 子
1 / 32	神奈川県横浜市磯子区洋光台六丁目 7 番11号 ライフピア塩沢205号	毛 利 英 雄
1 / 8	神奈川県綾瀬市寺尾北 1 丁目 4 番57号	播磨谷 千鶴子

1 / 8

不明(ただし、住民票の住所 埼玉県坂戸市西坂戸三丁目26番25号)

毛 利 啓

日本国における氏名 毛利 壽美子